

### 1 事業活動の制限

令和五年十二月二十日にダイハツ工業株式会社が公表した同社の型式指定申請における不正行為に伴い同社及びダイハツ九州株式会社が同日以降実施している生産活動の制限

### 2 事由

ダイハツ工業株式会社又はダイハツ九州株式会社と直接的又は間接的に取引を行っており、かつ、これらの者の事業活動に二十パーセント以上依存している中小企業者の、1の事業活動の制限が開始された日以降のいずれか一月間の売上高、販売数量等の減少率の実績が前年同月比十パーセント以上であり、かつ、その後の二月を含む三月間の売上高、販売数量等の減少率の実績又は見込みが前年同期比十パーセント以上であること

### 3 指定期間

令和五年十二月二十日から令和六年十二月十九日まで